

政務活動費 領収書等貼付用紙

3636

(1/1)

日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	75,900 円
項目	事務費	充当額	68,310 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	使 途：事務機器リース料 令和 7 年 6 月分、7 月分、8 月分		
備考	支払日：7 月 31 日、8 月 29 日、9 月 30 日		

支払証明書あり

理由

レンタル契約書

(貸主)カールシステムズ株式会社(以下「甲」という。)&、(借主)あらいー徳県政調査事務所(以下「乙」という。)&は、次の通りレンタル契約(以下「本契約」)を締結した。

第1条 (レンタル物件)

甲は、以下のレンタル物件(以下「物件」)を乙に賃貸し、乙は、これを賃借する。

- (イ)キ 70x70x70)3 連直立(W2650、約1x1x1) 1 式
- (ロ)3 x3x3)ニットスクリーン(ストレートタイプ、H1600・W1200、グリーン)
- (ハ)5 x7 x7 x7)1212 テーブル(フック・角脚、キャスター付、ソノーク天板) 1 式
- (ニ)5 x7 x7 x7)1290 テーブル(キャスター・フック脚、ソノーク天板) 2 式
- (ホ)5 x7 x7 x7)ミーティングチェア(クロス・脚タイプ、スタッキング、フック脚、背ソノーク/座フック) 4 式
- (ヘ)5 x7 x7 x7)オープン書庫(H2150、A・ス付、約1x1) 2 式
- (ヘ)5 x7 x7 x7)2 段ラック(H775、天板付、約1x1) 1 式

第2条 (レンタル期間)

レンタル期間は、令和6年5月1日から令和7年4月30日までとする。

その後、乙からの申し出がない場合には自動的に更新されるものとする。

令和8年5月1日以降の解約については乙から甲へ1ヶ月前に申し出ること。

第3条 (レンタル料)

機器レンタル料は毎月 23000 円(税別)とし、乙は契約期間内の金額を甲指定の銀行口座へ振込もしくは口座引き落としとする。

第4条 (転貸禁止)

乙は、甲の書面による承諾なく物件を第三者に転貸してはならない。

第5条 (物件引渡)

- 物件の納入予定日は令和6年4月30日までに行う。
- 納入場所は乙の所在地とし、物件の輸送並びに据付にかかる費用は乙が負担する。
- 乙は、物件の納入を受けた後、7日以内に検査し、検査が完了したときに甲に検収完了報告書を提出し、この交付をもって引渡し完了とする。
- 乙は、検査完了日より、物件を使用することができる。但し、甲が事前に書面により承諾した場合はこの限りではない。
- 物件の仕様、品質に関し仕様書との違いがある場合は、乙は、第3項の検査期限内に甲に通知しなければならない。
- 乙が甲に前項の通知をしなかった場合には、物件は完全な状態で甲から乙に引き渡されたものとみなす。

第6条（善管注意義務）

乙は、物件が納入されてから検査及び引渡し完了日まで、善良なる管理者の注意をもって物件の管理を行わなければならない。

第7条（物件の保守・管理）

(1)乙は、検査完了後または検査期限満了後、善良なる管理者の注意をもって物件が正常に運転する状態に維持、管理しなければならない。

(2)甲は、前項に定める維持、管理を行うため、物件の備品、付属品の取り換え、補修、修理その他の維持、管理に努め、その費用を負担しなければならない。

(3)乙が物件の設置、保管、使用にあたり、乙の過失の有無を問わず第三者に人的物的損害を与えたときは、これに関する一切の損害賠償責任及び費用を負担する。

(4)甲は、物件の修理または検査期間中の代替物件の提供並びにその期間中の休業保証には一切責任を負わない。

第8条（瑕疵担保責任）

納品完了後、物件について仕様書との不一致（以下「瑕疵」という。）が発見された場合、乙は甲に対して瑕疵の修正を請求することができる。但し、甲が瑕疵修正責任を負うのは、納品完了後6ヶ月以内に乙から請求された場合に限るものとする。

第9条（表示義務）

乙は、甲の定める方法により、物件に甲の所有であることを表示しなければならない。

第10条（禁止行為）

(1)乙は、甲の承諾なく、次の各号のいずれか一つに該当する行為を行ってはならない。

- ①物件に付した甲の所有権の表示を外すこと
- ②物件を定められた設置場所から移動すること
- ③物件を本来の用法に反して使用すること

第11条（通知義務）

(1)乙は、物件に関し、次の各号のいずれか一つに該当するときは、直ちに甲に通知しなければならない。

- ①物件に関する甲の権利を侵害する事態が発生またはそのおそれがあるとき
- ②物件に盗難、滅失、破損等の事故が生じたとき
- ③物件に起因する事故により第三者に損害を与えたとき

第12条（点検）

甲は、乙の許可を得たうえで物件の設置場所に立入りこれを点検することができるものとする。

第13条（期限前解約について）

乙が本契約を期限前に解約した場合、未経過のレンタル料に加え、甲に発生する損害金、物件の製造者等に対して甲が支払うべき違約金及び損害金、その他解約により甲に発生する一切の損害を賠償しなければならない。

第 14 条 (公租公課)

本契約期間中、物件の返還までの期間、物件にかかる固定資産税その他の公租公課については、甲が負担するものとする。

第 15 条 (連帯保証人)

今回は不要とします。

第 16 条 (契約の終了)

甲及び乙は、契約期間の満了または中途解約等により本契約が終了したときは、速やかに債権債務を清算しなければならない。

第 17 条 (原状回復義務)

乙は、甲の承諾なく造作加工したものについては、乙の費用にて契約時の原状に復さなければならない。

第 18 条 (物件の返還)

(1) 本契約が終了したときは、乙の費用にて物件の返還を行う。返還に際しては、甲の指定する運送業者並びに廃棄物処理業者に委託し、その費用は乙が負担するものとする。

(2) 乙は、本契約終了時、物件の返還をしない間は、終了した月より月割で賃料相当額の損害賠償金を支払う。

第 19 条 (権利義務譲渡の禁止)

乙は、甲より事前に記名押印した書面による同意を得ることなく、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならない。

第 20 条 (契約解除及び期限の利益喪失)

乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、甲は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。また乙は、本契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、その時点において負担する一切の債務を、直ちに一括して弁済しなければならない。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。

- ① 監督官庁から業務停止又は営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき
- ② 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これに準じる手続きが開始された時
- ③ 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立てがなされたとき
- ④ 白ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が 1 回でも不渡りとなったとき、又は支払い停止状態に至ったとき
- ⑤ 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき
- ⑥ その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じたとき
- ⑦ 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき
- ⑧ 本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、債務不履行が是正されない場合

第 21 条 (遅延損害金)

乙が正当な事由なく債務の履行を遅延した場合は、甲に対し、債務の履行に加え、履行期日の翌日から履行がなされた日まで、年 14.6%(年 365 日割計算)の割合による遅延損害金、及び遅延により発生した損害の実費を支払う義務を負う。

第 22 条 (協議解決)

本契約に定めない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

第 23 条 (不可抗力)

本契約上の義務につき、甲乙双方の責に帰せず以下の不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙双方本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

- ①大規模な地震・洪水・感染症などの災害
- ②暴動、戦争、内乱、革命及び国家の分裂
- ③政府機関による法改正で、本契約に重大な影響を与えると認められるもの
- ④その他前各号に準ずる非常事態

第 24 条 (契約内容の変更)

本契約の内容変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。

第 25 条 (合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、さいたま地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の成立を証するため本書二通を作成し、甲乙各一通を保有する。

契約日：令和 6 年 5 月 1 日

甲：埼玉県さいたま市南区白幡 5-13-18
カールシステムズ株式会社
代表取締役 清水光則

乙：埼玉県北本市中央 1 丁目 8 1
新井一徳県政調査事務所
埼玉県議会議員 新井一徳

重要事項一覧

項目	値
(契約日) 契約日	-令和 6 年 5 月 1 日
(前文) 貸主	-カールシステムズ株式会社
(前文) 借主	-あらいー徳県政調査事務所
(前文) 連帯保証人	-なし
(第 1 条 レンタル物件) レンタル物件詳細	-オフィス家具
(第 2 条 レンタル期間) レンタル開始日	-令和 6 年 5 月 1 日
(第 2 条 レンタル期間) レンタル終了日	-
(第 3 条 レンタル料) 月額レンタル料金	-23000 円(税別)
(第 3 条 レンタル料) 支払方法	-月末口座引落
(第 5 条 物件引渡) 納入予定日	-令和 6 年 4 月 27 日
(第 5 条 物件引渡) 納入費用の負担者	乙
(第 5 条 物件引渡) 検査期間	-7 日
(第 8 条 瑕疵担保責任) 瑕疵担保責任期間	
(第 19 条 権利義務譲渡の禁止) 譲渡が禁止される当事者	乙
(第 20 条 契約解除及び期限の利益喪失) 解除可能な当事者	甲・乙
(第 20 条 契約解除及び期限の利益喪失) 催告の有無	催告無し
(第 21 条 遅延損害金) 遅延損害金の義務を負う当事者	乙のみ
(第 21 条 遅延損害金) 遅延損害金利率	消費者契約法の上限利率(年 14.6%)
(第 21 条 遅延損害金) 損害の実費賠償	○ (遅延により発生した損害を実費賠償する義務を負う)
(第 25 条 合意管轄) 管轄裁判所	-さいたま地方裁判所

※上記表は、簡易的な確認に利用してください。最終的な確認は、契約書の本文の文面をきちんと精査するようにしてください。

補足事項

1. レンタル中の機器については障害が発生した場合には修理もしくは同等品と交換いたします。
2. 借主に瑕疵のある障害の場合には実費にて修理対応となります。
以下が費用請求の対象となります
機器の落下などによる破損、データの消失・復旧、交換時に生じる初期設定（初回の設定以外）、その他の役務
3. 導入後の使い方、不明点などお気軽にご相談ください。
カールシステムズ株式会社 蔵店 048-434-5725

政務活動費 領収書等貼付用紙

3637

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	46,204 円
項目	事務費	充当額	41,583 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	県政調査事務所用携帯電話（ドコモ）、インターネット接続（ドコモ光）7、8、9 月分		
備考	7 月 31 日、9 月 1 日、9 月 30 日 別途個人で携帯、インターネットを契約している ため 9 割充当		

政務活動費 領収書等貼付用紙

3637

(2/2)

細田 善則様

 埼玉りそな銀行

取引明細表

口座情報

店番

支店名

口座番号

カナ氏名

明細情報

ダウンロード日

照会期間※

お支払金額 (円)

お預り金額 (円)

お取引後残高 (円)

2025. 7. 31	電話 ドコモ ケイタイ	15,381
2025. 9. 1	電話 ドコモ ケイタイ	15,395
2025. 9. 30	電話 ドコモ ケイタイ	15,428

※普通預金の入出金明細の表示のうち、口座振替など夜間に手続されるもの等について、銀行での手続日がお客さまのお取引日と1日ずれる場合がございます。
このため、ご指定の期間より、前後1日分拡大して表示しております。

-202510141552

1/1ページ

政務活動費 領収書等貼付用紙

3638

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	328 円
項目	事務費	充当額	262 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	養生テープ		
備考	保谷武		

政務活動費 領収書等貼付用紙

3638

(2/2)

SEIYU

藤
登録番号 T8011503002037
電話 048-432-5661

【領収証】

2025年 7月31日（木） 16:55
店:00022 レジ:19 取引No:045494
担当:00174

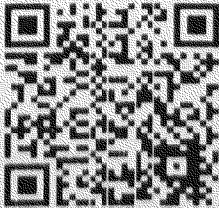
11 ヨウジョウテープ		¥2990
小計	1点	¥299
税抜金額対象		
10%	1点	¥299
消費税額		
10%	1点	¥29
合計		¥328
お預り		¥328
お釣り		¥0

※印は軽減税率対象商品です。
TXはセルフ Medikation 対象商品です。
当店では税抜価格の小計に対して
消費税を計算し請求しています。

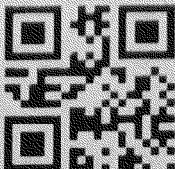
お客さまアンケート

ご回答者様に
楽天ポイント進呈

※楽天IDと発行日を含め
て15日以内のレシートを
ご用命ください。※週に1回
(月曜日から日曜日の間で
1回)ご回答いただけます。


アンケートはこちら

TC# 0002 2019 2507 3116 5551 3



政務活動費 領収書等貼付用紙

3639

(1/1)

日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	16,500 円
項目	事務費	充当額	14,850 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	電気・水道料（支払い：7 月 31 日・8 月 29 日・9 月 30 日支払い分）		
備考	5500 円×3 ヶ月＝16500 円 16500 円×90％＝14850 円		

支払証明書あり

理由

契約書のみで領収書は貰っていないため。



更新事業用建物 賃貸借契約書

ロイヤルコートムラタ

100号室

貸 主 有限会社村田管理サービス 様

借 主 埼玉県議会議員 荒木 裕介 様

建 物 賃 貸 借 契 約 書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	ロイヤルコートムラタ		
所在地(住居表示)	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-10		
構 造 ・ 規 模	鉄筋コンクリート造 7階建て		
用 途	事務所		
契 約 面 積	1 階部分	59.95	m ²
余白			

(2) 使用目的

議員事務所として

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2024 年 3 月 19 日 から	2 年 - 月間	
終期	2026 年 3 月 18 日 まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃 料	月額	77,000 円	(内消費税等 7,000 円 ・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	5,500 円	(内消費税等 500 円 ・ 税率 10 %)
保証金(敷金)		80,000 円	賃料の - ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・数引			
駐 車 料		5,093 円 (内消費税等 463円・税率10%)	円
電気・水道料		5,500 円 (内消費税等 500円・税率10%)	
賃料等の支払方法	支 払 時 期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う	
	☒ 振込 ☐		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別 普通
	口座番号	口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	有限会社村田管理サービス	電話	048 (861) 5234
	住所	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-20		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	-
	氏名	-

(6) 連帯保証の極度額

極 度 額	- 円
-------	-----

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

更新料の金額	☒ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ ☐ 円
借主は契約更新時に取引業者に対し書類作成料として新賃料の0.25ヵ月分(消費税別)を支払うこととする。	

特約条項

借主は本物件の使用に際し、近隣の迷惑になるような騒音には十分留意しその使用をすること。
また、迷惑になるようなことがあった場合は速やかに借主の責任において対処すること。
本契約内容に記載のない事項については、当初の契約内容を守るものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、本契約書2通を作成し、貸主、借主、署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和6年2月27日

貸主 住所 〒338-0832 さいたま市桜区西堀2丁目2番20号
有限会社 村田管理サービス
氏名 代表取締役 村田 佳津男 電話番号 ()

借主 住所 さいたま市桜区西堀2-2-10 100号室
氏名 荒木 裕介 番号 048 (872) 1255

連帯保証人 住所
氏名 (印) 電話番号 ()
極度額 - 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
取引態様 ☒ 媒介 ・ ☐ 代理 取引態様 ☐ 媒介 ・ ☐ 代理
免許証番号 埼玉県知事 (5) 第 190 号 免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県さいたま市中央区錦町 事務所所在地
商 号 株式会社 グッドステ 商 号
代表者等 益子 賢治 代表者等
登録番号 号 登録番号 第 号
宅地建物取引士 宅地建物取引士

不動産賃貸契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

(賃料)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

- 2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。
- 3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。
 - 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
 - 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

(共益費)

- 第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。
- 2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。
 - 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。
 - 4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

(保証金または敷金)

- 第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。
- 2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。
 - 3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充ててことを請求することができません。
 - 4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。
 - 5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。
 - 6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

3

4

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(7)の更新料額の定めがあるときは、頭書(7)の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費
- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件(借主の諸造作・設備・機器等を含みます。)の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税等)

第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの(以下「賃料等」といいます。)で、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税等を加算して支払うものとします。ただし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとします。

(債務遅延損害金)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(内部造
第14条

(反社会的勢力の排除)

第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
- 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

2

3

4

(修繕)
第15条

- 2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

4

(禁止または制限される行為)

第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。

- 2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による

5

	による借主の変更を含みます。)し、または転貸(共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。)してはなりません。
て	
い	3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替
い	または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
	4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
	一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
新	二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復
	継続して反社会的勢力を出入りさせること
	三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
	四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
	五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
費	六 衛生上有害となる行為を行うこと
	七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
	八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
	九 本物件内に危険物を持ち込むこと
賃	十 本物件内で動物を飼育(一時預かりも含みます。)すること
の	十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
続	十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
。	十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと
	(内部造作および設備の新設等)
に	第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。
書	一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
	二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増
	設・移転・変更等
	三 金庫その他重量物の搬入据付
下	四 看板および広告設備の設置
	五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事
は	2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・
	監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
締	3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとします。
	4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何に
	かわらず借主の負担とします。
	(修繕)
	第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。
と	2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・
	使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合
	は、それを遵守するものとします。なお、借主は貸主に対し、当該修繕等の工事の実施によって被
	る損害の賠償を請求することはできないものとします。
	3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければ
	なりません。

- 4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

(損害賠償責任)

第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。

- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

(管理規約等の遵守)

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

(保険の加入)

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に参加し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

(通知義務)

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。

- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
- 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- 四 借主が本物件を長期間(1ヶ月以上)不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
- 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(一部)
第23条

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃貸人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

(期間)
第24条

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務

つと もの	四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務
	五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務
	六 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務
こは 貸す	2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。
	一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合
	二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合
さ	三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき
	四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき
	五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合
要な なる	六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき
	七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき
	八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき
し	九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
	十 その他本契約の各条項に違反したとき
し後	3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。
	一 第12条第1項に規定する確約に反した場合
	二 第12条第2項の規定に反した場合
を更	三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合
	四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合 (一部滅失等による賃料等の減額等)
目 目 目	第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。
	2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。
	(期間内解約)
務 余	第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、 3 ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。
	2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。
	3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から 3 ヶ月分の賃料および

び共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。

4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

(賃貸借期間開始前の解約)

(連帯保

第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の 3 ヶ月分を貸主に支払うものとします。

第30条

(契約の終了)

第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。

一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあっては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。

2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡し日を事前に貸主に通知しなければなりません。

3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。

4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(財務

第31条

(明渡し時の原状回復)

第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を収去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)

2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。

3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。

4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・諸造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(協議

第32条

(立入り)

第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。

(管轄

第33条

2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。

(特約

第34条

3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に

立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(連帯保証人)

- 第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が更新された場合も同様とします。
- 2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書(発行日が本契約締結前3ヶ月以内のもの。)を1通提出するものとします。
- 3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません。
- 一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報
 - 二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無とその額
 - 三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額
- 6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければなりません。
- 7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとします。

(財務状況等の説明)

- 第31条 借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- 一 財産および収支の状況
 - 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況
 - 三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
- 2 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解した上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

(協議)

- 第32条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(管轄裁判所)

- 第33条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

- 第34条 第33条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(2ページ)するのとおりとします。

以上

政務活動費 領収書等貼付用紙

3640

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	3,289 円
項目	事務費	充当額	2,960 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	ChatGPT 利用料金 7 月分		
備考	1 \$ = 149.5 円 鈴木正人		

Receipt

OpenAI

Invoice number 04EC00F5-0014
Receipt number 2449-9252-0290
Date paid July 31, 2025

OpenAI, LLC
1455 3rd Street
San Francisco, California 94158
United States
ar@openai.com
JP TRN T4700150127989

Bill to

\$22.00 paid on July 31, 2025

Description	Qty	Unit price	Tax	Amount
ChatGPT Plus Subscription Jul 31-Aug 31, 2025	1	\$20.00	10%	\$20.00
Subtotal				\$20.00
Total excluding tax				\$20.00
JCT - Japan (10% on \$20.00)				\$2.00 (¥299)
Total				\$22.00
Amount paid				\$22.00

Payment history

Payment method	Date	Amount paid	Receipt number
Visa - 3590	July 31, 2025	\$22.00	2449-9252-0290

政務活動費 領収書等貼付用紙

3641

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	9,900 円
項目	事務費	充当額	8,910 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	来客用ウォータースタンドレンタル料		
備考	その他の支出日 8/29、9/30		

政務活動費 領収書等貼付用紙

3641

(2/2)

払込受領証
(コンピュータ用紙に支払用)

払込人氏名
藤井たけし事務所

様

コード
[REDACTED]

請求年月
2025年06月

お支払金額
3,300

内消費税 300 円

受取人
ウォータースタンド株式会社
連絡先 0120-444-864

取入金額訂正された領収書
取入V S 取込用紙
取入印紙貼付欄

領収日付
25.7.31
0120-444-864
02913

(お客様を控え)

払込受領証
(コンピュータ用紙に支払用)

払込人氏名
藤井たけし事務所

様

コード
[REDACTED]

請求年月
2025年07月

お支払金額
3,300

内消費税 300 円

受取人
ウォータースタンド株式会社
連絡先 0120-444-864

取入金額訂正された領収書
取入V S 取込用紙
取入印紙貼付欄

領収日付
25.8.29
0120-444-864
02913

(お客様を控え)

払込受領証
(コンピュータ用紙に支払用)

払込人氏名
藤井たけし事務所

様

コード
[REDACTED]

請求年月
2025年08月

お支払金額
3,300

内消費税 300 円

受取人
ウォータースタンド株式会社
連絡先 0120-444-864

取入金額訂正された領収書
取入V S 取込用紙
取入印紙貼付欄

領収日付
25.9.30
0120-444-864
02913

(お客様を控え)

政務活動費 領収書等貼付用紙

3679

(1/3)

日付	令和 7 年 8 月 1 日	支出額	5,478 円
項目	事務費	充当額	4,930 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	コピー用紙		
備考	高橋稔裕		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3679

(2/3)

R0002-#9389	領 収 証	00025313号
		様
¥5,478		
(消費税等 ¥498を含みます。)		
但し、御品代()として		
2025年 8月 1日 上記正に領収しました。		
アークランズ株式会社 登録番号 T4110001013829		
スーパービバホーム加須店 TEL:0480-67-0911		
担当者		

アークランズ株式会社
登録番号 T4110001013829

2025年 8月 1日 (金) 10:11

政務活動費 領収書等貼付用紙

(3/3)

R0002-#9389	領 収 証	00025313号	
¥5,478			
(消費税等 ¥498を含みます。) 但し、製品代()として 2025年 8月 1日 上記正に領収しました。 アークランズ株式会社 登録番号 T4110001013829			
スーパー・ビバ(ホーム)加盟店 TEL:0480-67-0911 担当者 XXXXXXXXXX			

政務活動費 領収書等貼付用紙

3680

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 1 日	支出額	6,248 円
項目	事務費	充当額	5,623 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	プリンター用インク		
備考	高橋稔裕 プリンター用インク代として		

政務活動費 領収書等貼付用紙

3680

(2/2)

R0013-#8431

領 収 証

00134714号

様

¥ 6 , 2 4 8

(消費税等 ¥568を含みます。)

但し、御品代 () として

2025年 8月 1日 上記正に領収しました。

アークランズ株式会社 登録番号 T4110001013829

スーパービバホーム加須店 TEL:0480-67-0911

担当者

アークランズ株式会社

登録番号 T4110001013829

2025年 8月 1日 (金) 13:16

0011 BCI-381+BCI-38 ¥5,680

政務活動費 領収書等貼付用紙

3681

(1/3)

日付	令和 7 年 8 月 1 日	支出額	2,017 円
項目	事務費	充当額	1,815 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	ホワイトボードクリーナー		
備考	高橋稔裕 コピー用紙・ホワイトボードクリーナー代として		

政務活動費 領収書等貼付用紙

3681

(2/3)

R0002-#9492	領 収 証	00025318号
		様
¥ 2, 0 1 7		
(消費税等 ¥183を含みます。)		
但し、領品代 () として		
2025年 8月 1日 上記正に領収しました。		
アーケランズ株式会社 登録番号 T4110001013829		
スーパービバホーム加須店 TEL:0480-67-0911		
担当者 [REDACTED]		

アーケランズ株式会社
登録番号 T4110001013829

政務活動費 領収書等貼付用紙

(3/3)

R0002-#9492	領 収 証	000Z5318号
様		
¥2,017		
(前代金 領し、金額代 として) 2025年 8月 1日 上記正に納収しました。 アーケラズ株式会社 登録番号 T4110001013829	(V183を含みます。)	
スーパービバホーム加須店 TEL:0480-67-0911		
担当者 []		

アーケラズ株式会社 登録番号 T4110001013829	2025年 8月 1日 (金) 13:13
0011 和紙CL-板 4961411507617	
0011 和紙CL-2面 4961411507617	V836
0011 和紙CL-2面 4961411507617	V836
0011 和紙CL-2面 4961411507617	V836
小計 4961411507617	V1,834
消費税 4961411507617	V183
合計 4961411507617	V1,834
お釣り 4961411507617	V2,017
お釣り 4961411507617	V19,000
お釣り 4961411507617	V7,983

返品は必ずレジシートをお持ちになり
店舗内での払い戻しとなります。
下なしの返品はお断りがります。

政務活動費 領収書等貼付用紙

3682

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 1 日	支出額	2,049 円
項目	事務費	充当額	1,844 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	来客用お茶		
備考	来客用お茶代として 高橋稔裕		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3682

(2/2)

領 収 証		2563号	
		2025年08月01日（購入年月日：2025年08月01日）	
		内 訳	
様		現金	¥2,049
¥2,049-			
¥151)			
(内 消費税等			
(8%対象¥2,049 消費税¥151)			
但し			
上記金額正に領収致しました		代として	
株式会社 カワチ薬品 加須店		登録番号 T3060001014164	
TEL 0480-65-6111		000176-0001-#4196	

政務活動費 領収書等貼付用紙

3683

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 1 日	支出額	9,999 円
項目	事務費	充当額	7,999 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	シュレッダー購入		
備考	政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため。 ④ Amazon ⑤埼玉県議会自由民主党議員団		

政務活動費 領収書等貼付用紙

3683

(2/2)

注文概要

注文日 2025年8月1日 注文 # 249-8527282-7545467

お届け先	支払い方法	領収書/購入明細書
埼玉県議会自民党議員団 ふじみ野市丸山 7-1-102 埼玉県 356-0035 日本	American Express 下4桁 XXXXXXXX	商品の小計： ¥9,999 配送料・手数料： ¥0 注文合計： ¥9,999 ご請求額： ¥9,999

月曜日にお届け
 bonsai シュレッダー 業務用 自動細断100枚 電動 マイクロカット 静音設計 オート フィード 大容量 オートリバース機能 手差し対応 家庭用 C231-D 販売: Bonsai JP ¥9,999

政務活動費 領収書等貼付用紙

3684

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 1 日	支出額	9,723 円	
項目	事務費	充当額	3,889 円	
細目	事務費	按分率	1/2	8/10
摘要	自民党越谷支部と共同事務所のため折半 事務所電気代 R7.6 月分			
備考				

政務活動費 領収書等貼付用紙

3684

(2/2)

領 収 証	
No. 008505	
浅井明 様	2025年8月21日
金額	¥ 9,723-
但し 森田ビル201号室 2025年6月分電気料1617 (2025年8月1日入金) 上記の金額正に領収いたしました	
内 訳	BEST HOUSING 株式会社ベストハウジング
税抜金額	
消費税額等 (%)	☒ 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号 TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029 ☐ 獨逸大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号 TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582 ☐ 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市永田町2129番地1 TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140 ☐ 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号 TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403 ☐ 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8 TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885
社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。	

政務活動費 領収書等貼付用紙

3685

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 1 日	支出額	3,441 円
項目	事務費	充当額	1,720 円
細目	事務費	按分率	1/2
摘要	水道代（本町事務所）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

3685

(2/2)

水道料金等のお支払いのお知らせ

お支払先（口座振替先）

使用者番号 XXXXXXXXXX

ご使用場所
さいたま市新緑区本町5丁目5-12

ご使用者名
小島 信明 様

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書		
納入年月分	振替年月日	振替金額(円)
7年 6月～ 7年 7月分	7年 8月 1日	3,441
使用水量 (㎡)	水道料金 (円)	うち消費税相当額 (円)
1	1,958	178
汚水排水量 (㎡)	下水道使用料 (円)	うち消費税相当額 (円)
1	1,483	134
ご使用期間	金融機関	
5月13日～ 7月10日	***** * *****	

上記の金額を口座振替により収納しました。

※収納金額には、消費税及び地方消費税相当額が含まれています。

さいたま市水道局

このお知らせで水道料金・下水道使用料をいかに支払うかを知らせるため

政務活動費 領収書等貼付用紙

3686

(1/1)

日付	令和 7 年 8 月 1 日	支出額	1,430 円
項目	事務費	充当額	1,430 円
細目	事務費	按分率	
摘要	レンタルサーバー利用料（7 月分）		
備考			

支払証明書あり

理由

クレジットカード利用のため。



カードご利用履歴:

スターウッド プリファード ゲスト
アメリカン・エクスプレス・カード

カード会員様名: DAI WATANABE 様

2025/7/21 ~ 2025/8/20

会員番号: XXX

ご利用日	ご利用内容		金額
2025/08/01	お名前. comレンタルサーバー 東京都		¥1,430

政務活動費 領収書等貼付用紙

3687

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 1 日	支出額	49,500 円
項目	事務費	充当額	44,550 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	雨漏りによるブレーカー修理交換		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

3687

(2/2)

〒361-0077
埼玉県行田市忍2-17-15

埼玉県議会 柿沼たかし事務所 様

請求書

建設業許可番号 第9506号

有限会社 横須賀電機

代表取締役 横須賀章男
〒348-0053
埼玉県羽生市南3-1-27
TEL:048-561-0526 FAX:048-561-0402
登録番号: T8030002042039

担当者: [Redacted]

請求番号 請求-00224
2025年7月31日(木)



10%対象合計 45,000
上記消費税 4,500
請求合計金額 ¥49,500

案件名: 漏電ブレーカ交換
備考:
振込先: 埼玉りそな銀行 羽生支店 普通 3699089 有限会社横須賀電機

《内訳明細書》

No.	名称	内容	数量	単位	単価	金額	備考
1	主幹用ブレーカ-50A	BFJ350325	1	台	17,000	17,000	
2	取替交換費	(階段配線・防水処理等 含)	1	式	16,000	16,000	
3	漏電調査費		1	式	12,000	12,000	
小計 45,000 ※は軽減税率対象							

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容を右欄かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行 取引店 口座番号
0017 [Redacted] *****

取扱店 お取引日 時刻
56509 07-08-01 10:13

お取引内容 お取引金額(円) 手数料
振込 ¥49,500 ¥110

お取引後の残高(円) おつり

お取引現金内訳
(1万円) (5千円) (1千円) (500円) (100円) (50円) (10円) (5円) (1円) (500円) (100円) (50円) (10円) (5円) (1円)

お振込明細またはご案内
埼玉りそな銀行
羽生支店
普通 3699089
1)ヨコスカ電気様
カキマタカツセイムカヅツウツムクヨ様

電話番号 [Redacted]
取扱番号 010002

印紙税申告納
税務署承認済

政務活動費 領収書等貼付用紙

3688

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 1 日	支出額	16,366 円
項目	事務費	充当額	14,729 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所電気代（電気配線 2 系統）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

3688

(2/2)

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)									
口座番号	00150-9-167			加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社				
年月分	7-7		払込金額	¥3156		うち消費税等相当額	円 286		
ご契約	戸数	電力会社	ご使用量kWh	コード	うち精算金額		円		
40 A			71						
ご使用期間					6月13日～ 7月14日		ご契約変更		
					お名前変更		月 日		
ご使用場所									
坂戸市 八幡 1丁目 1番(地) 2号 スズキビル 棟 号									
ご使用場所名									
オガワタダシジムショ 様									
お支払人氏名									
オガワタダシジムショ 様									
お支払期限日									
8月 14日									
上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。									
地区番号	12	ご契約種別	従量電灯B		日 附 印				
お客さま番号					5.8.01				
お問い合わせ先	0120-995-001(代)								
東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)									

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)									
口座番号	00150-9-167			加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社				
年月分	7-7		払込金額	¥13210		うち消費税等相当額	円 1200		
ご契約	戸数	電力会社	ご使用量kWh	コード	うち精算金額		円		
40 A			372						
ご使用期間					6月13日～ 7月14日		ご契約変更		
					お名前変更		月 日		
ご使用場所									
坂戸市 八幡 1丁目 1番(地) 2号 スズキビル 棟 号									
ご使用場所名									
オガワタダシジムショ 様									
お支払人氏名									
オガワタダシジムショ 様									
お支払期限日									
8月 14日									
上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。									
地区番号	12	ご契約種別	従量電灯B		日 附 印				
お客さま番号					5.8.01				
お問い合わせ先	0120-995-001(代)								
東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)									

政務活動費 領収書等貼付用紙

3689

(1/4)

日付	令和 7 年 8 月 1 日	支出額	47,730 円
項目	事務費	充当額	42,957 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	カウンター料金、備品		
備考	No.115、No.126、No.147 8/29、9/26 47400+330〔振込手数料〕=47730		

政務活動費 領収書等貼付用紙

3689

(2/4)

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行 RESONA			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10405	07-08-01	14:55	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥16,985	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		(硬 貨) 円	
お振込明細またはご案内			
お受取人	サイタマリソナ		
	オオミヤニッ		
	当座 0701736		
	か)ヒ"クターツ"ムキ様		
ご依頼人	登録番号 0009		
	ソ"ミソトウケソキ"タ"ソナヨウ様		
	電話番号 048-824-3297 取扱番号 010001		
			印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済 *****

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

政務活動費 領収書等貼付用紙

3689

(3/4)

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、  埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10405	07-08-29	09:17	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥9,066	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		(硬貨) 円	
お振込明細またはご案内			
お受取人	サイタマリツナ		
	オオミヤニシ		
	当座 0701736		
ご依頼人	カ) ビクターシステム様		
	登録番号 0009		
	システムウケツキデータチヨウ様		
電話番号 048-824-3297		印紙税申告納付につき通和	
取扱番号 290010		税務署承認済	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

政務活動費 領収書等貼付用紙

3689

(4/4)

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、  埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。 RESONA			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
25607	07-09-26	14:48	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥21,349	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		↓ 認証	
万円 千円 千円		円	
お振込明細またはご案内			
お受取人	埼玉りそな銀行		
	大宮西支店		
	当座 0701736		
ご依頼人	か) ヒックターツムキ様		
	リミットウケンキタソチヨウ様		
	電話番号 048-824-3297		
取扱番号 260002			印紙税申告納付につき浦和税務署承認済 *****

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

請求書

〒 330-0063
さいたま市瑞和区高砂3-15-1
瑞和楼3階
埼玉県議会自由民主党議員団
団長 田村環美 様

VB 株式会社ビクター機器
〒330-0633 さいたま市瑞和区高砂3-15-1
TEL 048-822-1960 FAX 048-824-6037
加付銀行 埼玉りそな銀行 大宮瑞和店 口座No. 9101136
三井住友銀行 大宮支店 口座No. 6800787
花巻 郵便 行 瑞和支店 口座No. 2002964
金融番号 12030001007097

半印・軽減税率対象 明細金額欄：*印は税込金額です。
ご厚意ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。 2025年 7月 20日 第1591号

品名	数量	単価	金額	税別金額	税込金額
25 714 65 SHARP BP-JT708(仮) 予備	1				0
25 714 95 SHARP BP-JT708(仮) 予備	1				0
25 720 180 カウンター BP-30M28	2,200				2,200*
25 720 181 カウンター BP-30M28	14,785				14,785*
埼玉県議会自由民主党議員団 様					15,985*

お電話コード 330-0083

請求書

13

さいたま市浦和区高砂3-15-1
議事棟3階

埼玉県議会自由民主党議員団
団長 田村琢英 様

VB 株式会社ビクター機器
〒330-0955 さいたま市浦和区高砂 4-4
TEL (048) 822-1960 FAX (048) 824-6037

TEL 048-822-1960 FAX 048-824-6037

※印：軽減税率対象 明細金額欄：金額は税込金額です。
毎度ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。 2025年 9月 20日 発行日

取引銀行 埼玉りそな銀行 大宮西支店 当座 0701186
三井住友銀行 大宮支店 当座 000137
三菱UFJ銀行 大宮支店 当座 2262364
登録番号 T2030001007097

品名	数量	単価	金額	消費税	合計
25 920 170 カウンター BP-30M2B	1	2,200	2,200	440	2,640
25 920 130 カウンター BP-70C6B	1	19,140	19,140	3,828	22,968
埼玉県議会自由民主党議員団 様					21,348

政務活動費 領収書等貼付用紙

3690

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 1 日	支出額	5,032 円
項目	事務費	充当額	4,528 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	来客用茶菓代		
備考	饅頭 24 個 芋菓子 4 個		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3690

(2/2)

0000-3562

2025年 8月 1日 金曜日

領収証

様

¥5,032-

(消費税 ¥372)

但し、御菓子

収蔵庫 本店

埼玉県川越市古谷上3788-1 TEL:049-235-1857

*保管上のお願い

財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者

領収証 2872

政務活動費 領収書等貼付用紙

3691

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 1 日	支出額	7,780 円
項目	事務費	充当額	7,002 円
細目	事務費	按分率	90/100
摘要	パソコンソフト		
備考	・ 埼玉県議会自由民主党議員団		

政務活動費 領収書等貼付用紙

3691

(2/2)



Adobe Systems Software Ireland Ltd

4-6 Riverwalk

Citywest Business Campus

Dublin 24

Ireland

適格請求書発行事業者登録番号T3700150007275

オリジナル

請求情報

ご請求番号

発行日

支払い条件

注文書

ご注文番号

お客様

通貨

3175587922

2025年 8月 1日

クレジットカード

ADD035959007JP

5032092143

円

領収書送付先

344-0033

白土 幸仁 様

領収書

品目詳細

サービス期間: 2025年 8月 1日 to 2025年 8月31日

製品番号	製品説明	数量	単位	単価	小計	税率	税	金額
65182913	Creative Cloud Pro	1	EA	7,073	7,073	10.00%	707	7,780

領収書の合計

小計(円)

消費税 10.00%

JCT

7,073

707

合計金額(円)

7,780

備考欄:

請求先連絡先

eCommerce - ASIA (Japan C Cards)

ご注文いただき、誠にありがとうございます!

ページ 1 / 1

政務活動費 領収書等貼付用紙

3713

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 2 日	支出額	282 円
項目	事務費	充当額	253 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所来客用備品代（除菌ウェットティッシュ、割り箸袋入り）		
備考	宛名：栄寛美		

政務活動費 領収書等貼付用紙

3713

(2/2)

LAWSON 100 STORE

LS 一ノ割駅前店
登録番号;T6810506714311
埼玉県春日部市一ノ割1-7-3
2
電話;048-731-1699 店コード;257495
2025年 8月 2日(土) 12:11
レシ;#2 76154 貴; [REDACTED]

【令頁4又言正】

タタシヨキンティッシュ1607イ	163
アスベシケソクワリハシ フクロイ	119
合 言十	¥282
(内消費税等	¥25)
(10%対象	¥282)
(内消費税額	¥25)
点 数	2個

上記正に領収いたしました
PayPay ¥282

ポイント会員ID ***** [REDACTED]
買上ポイント 1P
利用可能ポイント [REDACTED]

PayPay
ご利用額 ¥282